

質問及び回答一覧

件名 札幌市中央卸売市場で使用する電力

No.	質 問	回 答
1	現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。） 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいいただけますか。	現供給者は北海道電力株式会社です。 また、最終保障契約ではありません。
2	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設ですか。 また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	現供給者は北海道電力株式会社ですが、過去に新電力と契約をしていた実績はあります。 また、自動検針装置（スマートメーター）が設置されています。
3	現在契約中の電力会社との契約種別を教えてください。	特別高圧電力（60,000V）です。
4	現在の計量日を教えてください。	毎月1日です。
5	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	
6	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいいただけますか。 （例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）	問題ありません。
7	仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。その場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてください。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。 変更が供給開始日に間に合わない場合は、契約電力を変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。	現在も仕様書と同じ1, 500KWです。
8	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	問題ありません。
9	制限中止割引および災害時における特別措置（基本料金割引等）の適用が出来ませんが、ご了承くださいいただけますか。	問題ありません。
10	入札内訳書作成に当たり、途中計算は端数保持し、基本料金と電力量料金の合計金額（税込）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てとすることによろしいでしょうか。	問題ありません。
11	基本料金については、常用線と予備線においてそれぞれ以下の計算式で計算した合計金額（d）+（g）を、内訳書の基本料金欄に記載しますがよろしいでしょうか。 【常用線計算式】契約電力（a）×基本料金単価（b）×（185-力率）／100（c）＝小計（d） 【予備線計算式】契約電力（e）×基本料金単価（f）＝小計（g） なお、基本料金単価を記載する欄がないため、内訳書の余白に、単価を記載する欄を作成させていただいてもよろしいでしょうか。	計算式は記載のとおりで問題ありません。 また、欄を追加することは問題ありませんが、基本料金単価の記載は必須ではありません。
12	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	問題ありません。これに、再生可能エネルギー発電促進賦課金の円未満を切り捨てた値を合計してください。【契約書（案）第11条第3項】
13	電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 （例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。あると回答の場合は、分担数を教えてください。 また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	複数で分担して支払うことはありません。
14	契約書（案）第11条に、「受注者は、第9条第1項の規定による検査に合格したときは、電気料金の支払いを請求することができる。」とありますが、弊社では送配電事業者からの検針データを受領後に請求書を作成しております。 そのため、事前の報告、検査等は行っておりませんがご了承くださいいただけますか。 なお、請求明細や使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがご利用いただけます。	問題ありません。ただし、請求書が計量結果の報告を兼ねている場合、本市では請求書を受領して10日以内に検査を行い、この検査合格日を請求書の受理日とし、この請求書の受理日（検査合格日）から30日以内に代金を支払います。

質問及び回答一覧

件名 札幌市中央卸売市場で使用する電力

No.	質 問	回 答
15	経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについては、弊社では、燃料費等調整額とは別の個別項目での値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか	問題ありません。
16	燃料費調整額について、適用する約款名は以下①②のどちらになるか教えてください。 ①一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）が定める最終保障供給約款。 ②北海道管内のみなし小売電気事業者（北海道電力株式会社）が定める供給条件。	②となります。
17	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社）が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇．〇〇円）を固定するお願いではありません。	算定諸元が記載されている約款が改訂された場合は、改訂後を採用すると考えております。算定諸元の変更によって契約条件が著しく不相当となった場合は、契約書第12条に基づき、協議のうえ契約の全部又は一部を変更することができますので、単価を含めた協議が可能です。
18	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	
19	地域のみなし小売電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	協議のうえ契約の変更が可能です。【契約書（案）第12条】
20	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	問題ありません。
21	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	発注者による契約の解除については【契約書（案）第14条】に規定しており、ご提示の精算方法が受注者に及ぼした損害の範囲であれば、同条第6項に基づき損害賠償を行います。
22	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。 また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	予定していません。
23	弊社落札の場合、札幌市契約規則第25条により、実績報告することで契約保証金免除となりますでしょうか。 また、免除規定や免除のための提出書類を具体的に教えてくださいいただけますでしょうか。	札幌市契約規則第25条に定める契約保証金の納付の免除は、契約を締結しようとする者について判断するものであるため、ご回答できません。
24	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	協議に応じることができます。【契約書（案）第21条第2項】
25	入札書に記載する日付に指定はございますか。	指定はありません。入札書を作成した日を記載ください。
26	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてくださいいただけますか。	落札後10日以内に、入札を公示した札幌市中央卸売市場のWebサイトで、落札者と入札に参加した全ての業者名と入札価格を公開します。 また、落札者について契約公報にも記載します。